

令和2年6月24日  
警察庁長官官房参事官  
(犯罪被害者等施策担当)

## 地方公共団体における被害者支援体制について

### 1 はじめに

平成16年12月に制定された犯罪被害者等基本法に基づき、17年に犯罪被害者等基本計画が策定され、以後5年ごとに第2次、第3次と基本計画が策定されてまいりました。

本年度は、現行計画である第3次基本計画の最終年度に当たり、現在、次の基本計画の策定に向けた検討が行われているところです。

犯罪被害者等基本法は、国の責務とともに、第5条において、地方公共団体の責務を規定しており、地方公共団体は、犯罪被害者等に身近な公的機関として、犯罪被害者等に対する被害直後から中長期にわたる生活全般の支援について、重要な役割を果たすことが期待されています。

地方公共団体における犯罪被害者等施策の取組状況について、各地方公共団体に御協力いただいた令和2年4月現在の調査結果を取りまとめましたので、その概要を御紹介させていただくとともに、課題等について御説明いたします。

### 2 地方公共団体における取組状況等

#### (1) 総合的対応窓口の充実の促進

犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口は、昨年度全ての地方公共団体で設置されたところですが、引き続き、警察庁で作成・送付いたしましたポスター、リーフレットのほか、各地方公共団体におけるウェブサイト等を利用し、住民に対して総合的対応窓口や利用できる相談機関、各種制度の周知を行っていただくとともに、専門職（社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士等）の活用や関係機関・団体との更なる連携・協力により、総合的対応窓口の機能を充実させていただくようお願いいたします。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、総合的対応窓口において様々な事情を抱えた犯罪被害者等への対応を行う機会が増加することも考えられますので、これらの方々に対し、新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援に係る相談機関や支援制度の周知を始めとした適切な対応を心掛けていただくようお願いいたします。

本会議の資料として、犯罪被害者等支援ハンドブックを作成し、総合的対応窓口等に備え付けて適切な支援に取り組んでいる静岡県の事例や、関係機関の支援の連携について研修を実施した滋賀県の事例が紹介されておりますので、今後の取組の御参考にさせていただければと思います。

#### (2) 犯罪被害者等に関する条例の制定状況

昨年度、青森県、東京都、高知県、長崎県及び大阪市のほか、多くの市区町村にお

いて新たに犯罪被害者等に関する条例が制定され、令和2年4月現在、37都道府県、12政令指定都市、558市区町村において、条例が制定されているところであり、全国の地方公共団体で犯罪被害者等に関する条例の制定を行う動きが広まっております。

犯罪被害者等に関する条例の制定は、犯罪被害者等が利用できる施策・事業を一元的に把握して住民に示せるとともに、庁内関係部局や関係機関・団体が有する各種施策・事業の施策全体に対する位置付けが明確になり、犯罪被害者等の視点に立った横断的な取組が進めやすくなるといったメリットがあります。

この度、当参事官室において、都道府県・政令指定都市が2年4月現在で制定している犯罪被害者等の支援に特化した条例（特化条例）の全てについて、条例の制定契機、内容、効果等を取りまとめた冊子「条例の小窓」を作成し、警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」に掲載しましたので、御活用いただき、地域の状況に応じて、条例の制定や現行条例の内容の充実について御検討いただければと思います。

本会議の資料として、東京都、三重県、長崎県における条例の制定経緯や内容等が紹介されておりますので、今後の取組の御参考にいただければと思います。

### (3) 見舞金制度等の導入促進

令和2年4月現在、犯罪被害者等を対象とし得る見舞金制度を導入しているのは、2県、5政令指定都市、303市区町村、貸付金制度を導入しているのは、3県、11市区町であり、着実に増加しております。

見舞金等の支給制度や生活資金等の貸付制度は、犯罪被害により困窮することが少なくない犯罪被害者等に当座必要な資金を迅速に給付・貸与するもので、生活支援として有益なものですので、両制度の導入について御検討をお願いいたします。

### (4) 被害直後及び中期的な居住場所の確保

令和2年4月現在、46都道府県、17政令指定都市、371市区町村で、犯罪被害者等が優先的に公営住宅等へ入居できるようにするなどの配慮が行われております。

公営住宅等へ入居に際しての優先的な入居への配慮は、犯罪被害により転居や自宅以外の居住場所が必要となる犯罪被害者等の支援に資するものですので、御検討いただければと思います。

## 3 最後に

これらの調査結果の詳細については、本会議の資料のほか、本年度版の犯罪被害者白書に掲載し、警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」でも公表しておりますので、是非御覧ください。

本会議の内容について、都道府県・政令指定都市の庁内関係部局のほか、市区町村等へ情報提供を行っていただき、地域における犯罪被害者等施策の推進にいかしていただければ幸いです。

今後とも犯罪被害者等施策に対する御協力をお願いいたします。